



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年7月

No.86

特集

【特集】ひとり親家庭等日常生活支援事業について

面接や通院など子どもを連れていけないけど預ける場所がない…そんな時に利用できる支援があります。今号は「ひとり親家庭等日常生活支援事業」についてご紹介します。

※実施していない市・町もありますのでお住まいの市・町へ事前にお問合せ下さい。

■「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が就職活動や技能習得のための進学や疾病等のために、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図ります。



■「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の対象者

対象者は、次にあげるひとり親家庭等

- (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための進学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に支障が生じている家庭等
- (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

＜参考資料：厚生労働省「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」＞

■生活援助・子育て支援の内容

- 病気・ケガなどのために子どもの世話や家事ができない
- 子どもの看病のために買い物に行くことができない
- 学校行事へ参加している間、未就学の子どもの面倒をみてほしい
- 冠婚葬祭のときなどに子どもの面倒を見てほしい
- 母子・父子家庭となって間もないため、家事・育児の手助けが欲しいなど
- ・生活援助：身の回りの世話（簡単な身体介助）、住居の清掃、医療機関などとの連絡、食事の世話
日用品の買い物、その他一時的な生活援助
- ・子育て支援：乳幼児の保育、児童の保育サービス、病後児保育、医療機関との連絡など



※支援内容の詳細については、お住まいの市・町にご確認ください。

■自己負担額

※所得に応じて利用料が必要です。

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間当たり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯または市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円



■利用方法

ご利用には、お住まいの市・町へ事前のお申し込みが必要です。

申込方法については、お住まいの市・町へお問い合わせください。

※実施していない市・町もありますのでお住まいの市・町へ事前にお問合せ下さい。

◆参考資料◆

○厚生労働省ホームページ「ひとり親家庭等日常生活支援事業について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098023.html>

○NAGASAKI こどもの夢応援ガイドブック P.36 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2021/07/1626155553.pdf>

○長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」<https://ekao-ng.jp/know/life-support/support-business/>

○大村市ホームページ「ひとり親家庭等日常生活支援事業(ひとり親ヘルパー支援事業)」

<https://www.city.omura.nagasaki.jp/kodomoshien/kenko/kosodate/hitorioya/hitorioyاهرupa.html>

○島原市ホームページ「ひとり親家庭等日常生活支援事業」 <https://www.city.shimabara.lg.jp/machi/page1289.html>

○西海市ホームページ「ひとり親家庭生活支援事業」 <https://www.city.saikai.nagasaki.jp/kosodate/shogai/1/2636.html>

○対馬市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r013RG00001351.html

○諫早市公式いさはや子育てネット「ひとり親家庭等日常生活支援事業」

<https://isahayakosodate.jp/docs/2016011400058/>

◆問合せ窓口◆

※実施していない市・町もありますので事前にお問合せ下さい。

○NAGASAKI こどもの夢応援ガイドブック P.75 「お住まいの市町」

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2021/07/1626155553.pdf>

◆お知らせ◆

来所で相談できない方には、電話、ZOOMやLINE及びメールを使った相談もお受けしておりますのでご活用ください。

◇LINE公式アカウント ※右記にある、QRコードから「友だち追加」ができ、LINE送信できます。

また、ホームページからの登録も可能です。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき